

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第8号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正
する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例
第8号）の一部を次のように改正する。

第36条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19
条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。